令和２年
３月１９日
第２１９号

山形建労

山形市青田南６－18
山形建設労働組合
発行人　三井寺浩樹
電　話　633－1928
ＦＡＸ　633－4090

第 58 回定期大会開催

第 58 回定期大会を３月６日(金)にヒルズサンピア山形で開催しました。このたびの定期大会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当初から代議員出席を定数の３分１減らし、また来賓の来訪も中止し、参加人数を縮小して行いました。このような状況の中でも、山形県連や各単組を始め、知事や議員、各団体などから多数のメッセージがよせられ大変感謝しております。

議事は「令和元年度経過報告・決算報告」、「規約改正(案)」、「令和２年度運動方針(案)・予算(案)」について慎重に審議し、すべて原案どおり可決しました。その後、役員改選が行われ、７名の役員が退任また就任しました。最後に団結ガンバローで締めくくり大会を終了しています。

～ 祝電メッセージ ～ (敬称省略)
山形県建設労働組合連合会/山形県知事/参議院議員 舟山康江/参議院議員 芳賀道也/山形市長/中山町長/こくみん共済 COOP 山形推進本部山形支所/河北職業訓練協会/山形県連傘下 18 組合

令和２年度運動方針について

運動方針について、原案のとおり承認され可決しています。今年度も要求･要望実現のため運動を行っていきますので、皆様のご協力お願いいたします。

①社会保障の改善等　②労災補償の拡充と安全衛生対策･雇用の改善　③賃金引上げ･労働条件改善
④職域防衛･仕事確保･住宅産業の活性化　⑤若年技能者の育成等　⑥民主的で公平な税制等の確立
⑦共済福祉の前進　⑧組織拡大･強化　⑨教宣活動　⑩財政活動

山形建設労働組合規約等の一部改正について

このたびの定期大会で可決された、規約等一部改正の概要(抜粋)です。ご留意ください。

① 建設国保 保険証更新説明会の廃止(第 23 条の２　裏面掲載)
毎年、保険証更新時期(７月)に開催していた建設国保 保険証更新説明会を廃止します。異業種混入防止、国保制度の周知及び新旧保険証の更新(交換)などを目的に説明会を開催していました。現在は、新しい保険証は原則郵送しています。また、異業種混入については、毎年７月に提出していただいている就労形態申告書で確認をしています。現在では実質、保険証更新説明会の必要性が少なくなりましたので、廃止し条文から削除しました。

② 組合費等滞納の反則点累積期間の変更(第 23 条２項の細則 第４条２項　裏面掲載)
これまで建設国保の保険証更新説明会を基準に、滞納反則点の累計期間を設定していました。このたび更新説明会を廃止します(※①)ので、改めて基準を年度(４月～翌年３月)に合わせることになりました。
なお、今年(令和２)から累積期間の期末が３月になります。よって３月 31 日時点で組合費等の滞納がなければ、反則点は取り消され０点に戻ります。期日までの納入にご協力ください。

反則点累積期間の変更　『(旧) ８月１日～翌年 ７月 31 日』 → 『(新) ４月１日～翌年 ３月 31 日』

③ 選出される執行委員の年齢制限(役職員人数割細則 第３条２項)
ブロックから選出される執行委員の年齢が 70 歳未満(役員改選年の４月１日現在)になりました。
なお、このたびの役員改選から適用されています。

山形建設労働組合規約　（令和２年３月６日施行）

第１章　総　　則

第１条　この組合は山形建設労働組合と称し、事務所を山形市青田南６番１８号におく。

第２条　この組合は山形市を中心とした山形、上山、山辺、中山及びその周辺に住む建設産業に従事する労働者をもって組織し、この組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

第３条　この組合の組合員は如何なる場合でも人種、宗教信条、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われることなく、どの政党を支持してもよい。

第４条　この組合は建設産業に従事する建設労働者の労働条件の維持改善、建設産業の民主化その他経済的及び社会的地位の向上を計ること並びに組合員間の交流及び相互扶助を目的とする。

第５条　前条の目的を達するために必要な事業を行う。

第２章　機　　関

第６条　この組合は次の機関を持つ。

１．大　　会
２．中央委員会
３．執行委員会

第７条　大会はこの組合の最高議決機関で毎年一回開く。

但し中央委員会の決議又は組合員の３分の１以上の要求があったときは臨時に大会を開かなければならない。

第８条　大会は代議員で構成する。

第９条　次のことは大会で決めなければならない。

１．組合の解散及びこれに伴うことがら。
２．規約改正の承認と組合活動の大綱方針。
３．予算と決算の議決。
４．他団体への加入脱退。
５．その他重要なことがら。

第10条　中央委員会は大会に次ぐ決議機関であって、執行委員会が必要と認めたとき、臨時大会等、緊急な決定を要するとき及び中央委員の３分の１以上の要求があったときに開く。

第11条　中央委員会は組合員から選ばれた中央委員で構成する。

中央委員の選出はブロック毎に若干名をもってこれにあてる。

第12条　中央委員会は次のことを決める。

１．大会に附議すべき事項。
２．大会の決定に基づく委任事項の処理。
３．他団体との連絡提携に関する基本的事項。
４．規約の改正に関する事項。
５．その他執行委員会に於いて必要と認めた事項。

第13条　執行委員会はこの組合の執行機関で次のことを行う。

１．決議機関で決定された事項の執行に関すること。
２．事務局の運営に関することがらの検討。
３．その他緊急を要することがらの処理。

第14条　この組合に書記局を置き、書記局は執行機関に所属し常時の執行業務にあたる。

第15条　専門委員会は決議機関の決定によって必要に応じてつくる。

第３章　役　　員

第16条　この組合に次の役員を置く。

１．執行委員長　　１名
２．副執行委員長　　２名
３．書記長　　１名
４．書記次長　　若干名
５．財政部長　　１名
６．執行委員　　若干名
７．中央委員　　若干名
８．会計監査　　３名

第17条　役員の任務は次のとおりとする。

１．執行委員長は組合を代表し組合活動全般について責任を負い、総ての会議を招集する。
２．副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故ある場合は代行する。但し、執行委員長辞任及び第５章統制第 23 条の１．３．４が決定した場合、副執行委員長は執行委員長となり任務を遂行する。
３．書記長は事務全般の責任を負い、書記局を統轄する。
４．執行委員は業務の執行にあたる。
５．会計監査はこの組合の会計監査をする。

第18条　役員はすべて組合員の直接無記名投票により選出し、その任期は２年目の定期大会までとする。

但し、再任は妨げない。補欠就任の場合は、その残任期間とする。財政部長の任期は、最高２期４年までとする。

第19条　役員を辞任する場合は中央委員会の承認を要する。

第４章　会　　議

第20条　すべての会議は構成員の３分の１以上の出席によって成立し、決議は多数決とする。可否同数の場合は議長が決する。

第５章　統　　制

第21条　この組合に加入しようとする者は、定められた様式の申込書に加入金を添え執行委員長に提出するものとする。

第22条　この組合を脱退しようとする者は、その理由を具し別に定める様式の脱退届を執行委員長に提出しなければならない。

第23条　組合員としての義務を怠り、又は組合運動に重大が妨害を与えた場合は執行委員4分の3以上の賛成により次の罰則を適用することができる。

1.除名
2.謝罪
3.権利の停止
4.役員の罷免
5.始末書

２　組合費等の滞納者に関する罰則の規定は細則に定める。

３　2項により除名処分されたものが、組合に再加入するときの留意事項は次のとおりである。

① 再加入申請は、組合費等の完済日より満6ヵ月を経過したもの。
② 再加入申請までに連帯保証人付きの誓約書を提出すること。
③ 再加入承認の有無は、三役会又は執行委員会が決議する。
④ 再加入する組合員は、規約等すべての組合規定を遵守すること。
⑤ 再加入より１年間は正規加入の猶予期間とする。その期間に組合費等を滞納して、細則(第４条１項)に定める反則回数１で除名処分となる。
⑥ ②の連帯保証人は、当該組合員が再加入から１年経過して正規加入となった時点で解除される。

第23条の２　削除

第24条　罰則適用に不服の時は執行委員長に申し出ることができる。この場合執行委員長は大会にはかり４分の３以上の賛成を得なければ罰則を適用することができない。

第６章　会計及び帳簿冊

第25条　この組合の経費は組合費及び加入金、その他の収入を以ってこれにあたる。

第26条　この組合に永年指導的役割を果たした組合員を以って、顧問をおくことができる。

第27条　この組合の組合費は月一人３，７００円とし、加入金は３，０００円とする。組合費内訳は次の通りです。

本部費 1,562 円、県連費 450 円、組合共済 1,280 円、慶弔共済 12 型 18 円、慶弔共済 5 型 250 円、交通災害共済 90 円、財政調整基金 50 円、計 3,700 円

第27条の2　この組合に督促用務費を設ける。

１．指定された日まで入金・納入が出来なかった時点で、反則回数が３回になった組合員に対し、督促用務費を組合費に加算して徴収する。
但し、執行委員長が特別の事由があると認めた場合は、督促用務費を徴収しない。
２．督促用務費は、督促状１通について３，０００円とする。

第28条　この組合の会計年度は１月１日に始まり同年 12 月 31 日までとし、すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに報告しなければならない。

第29条　同盟罷業は、組合員の直接無記名投票により、選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を得て行う。

第30条　この組合には次の簿冊を備える。

１．組合規約並びに諸規定簿
２．役員名簿
３．組合員名簿
４．会計簿
５．会議録
６．事業記録
７．その他必要な帳簿

第31条　この規約を改正するには、組合員の直接無記名投票の過半数の支持を得なければならない。

第32条　この規約は昭和 38 年 2 月 28 日より施行する。

附則　省略

第 23 条 2 項の細則

第 1 条

この細則は第 23 条の 6・7 の細則の廃止に伴い、山形建設労働組合規約第 23 条 2 項に基づき、組合費、山形県建設国民健康保険組合保険料及びその他組合より請求される金額(以下、組合費等という)の滞納にたいする罰則についての規定である。

第 2 条

廃止された第 23 条の 6・7 の細則にたいする組合員からの既存の同意は、本細則に継承されたものとみなす。

第 3 条

加入した初月は組合費を加入日に納入する。それ以降は定められた方法で毎月 28 日(休日等の場合は翌営業日)までに組合費等を納入しなければならない。

第 4 条

組合費等を前条で定める日まで納入されない場合、反則回数が 1 加算される。但し、翌月 5 日(休日等の場合は翌営業日又は執行委員会の決議で定めた日)まで組合窓口又は指定する口座へ納入したときは、その加算が取り消される。

2　反則回数の累積期間は期首を 4 月 1 日、期末を翌年 3 月 31 日とする。

期末時点で組合費等に滞納がないときは累積した反則回数が取り消される。

3　反則回数の累積が 3 になった組合員にたいし、規約第 23 条 1 項の罰則 1.除名を適用する。但し、執行委員長が特別の事情があると認めた場合、罰則を減免することができる。